

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	ひとり親家庭等医療費に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上尾市は、ひとり親家庭等医療費に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

上尾市長

## 公表日

令和6年3月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭等医療費に関する事務
②事務の概要	<p>上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例に基づき、18歳に達した日の属する年度の末日までにある者及び20歳未満で規則で定める程度の障害の状態にある者のいる、父又は母のいない家庭や、父又は母が一定の障害の状態にある家庭の児童とその親、又は親に代わって児童を養育している人の医療費の一部を助成する。</p> <p>特定個人ファイルは、次の事務に利用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給資格、認定請求の受理、審査又は請求及びその応答に関する事務</li> <li>・額改定の請求、届出の受理、審査又は請求、届出及びその応答に関する事務</li> <li>・現況届の受理、審査又は届出</li> <li>・支給停止関係等の届出の受理、審査又は届出</li> <li>・支給申請書(償還払)の受理又は審査</li> <li>・関係機関への閲覧、提供又は報告</li> </ul> <p>また、支給口座の変更、登録保険情報の変更および受給者証の再発行については、マイナポータル(国が運営するインターネット上のサイト)を利用した申請を受け付ける。</p>
③システムの名称	児童福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第2項</li> <li>・上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第1の2の項 別表第2の17の項</li> <li>・上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則第5条第17項</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部 子ども支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども未来部 子ども支援課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども未来部 子ども支援課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月12日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成29年6月12日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成28年4月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成30年5月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	長島 徹	内田 雅幸	事前	
平成30年5月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年6月1日時点	平成30年4月16日時点	事前	判定基準日の見直し
平成30年5月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年6月1日時点	平成30年4月16日時点	事前	判定基準日の見直し
平成31年4月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	②所属長 子ども支援課長 内田 雅幸	②所属長の役職名 課長	事前	
平成31年4月12日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年4月16日時点	平成31年3月26日時点	事前	判定基準日の見直し
平成31年4月12日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年4月16日時点	平成31年3月26日時点	事前	判定基準日の見直し
平成31年4月12日	IVリスク対策	該当項目無し	項目追加	事前	基礎項目評価書様式変更
令和1年12月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成31年3月26日時点	令和元年11月26日時点	事前	判定基準日の見直し
令和1年12月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成31年3月26日時点	令和元年11月26日時点	事前	判定基準日の見直し
令和2年12月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和元年11月26日時点	令和2年12月28日時点	事後	判定基準日の見直し
令和2年12月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和元年11月26日時点	令和2年12月28日時点	事後	判定基準日の見直し
令和3年12月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和2年12月28日時点	令和3年12月28日時点	事後	判定基準日の見直し
令和3年12月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和2年12月28日時点	令和3年12月28日時点	事後	判定基準日の見直し
令和4年1月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事前	
令和4年12月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年12月28日時点	令和4年12月28日時点	事後	判定基準日の見直し
令和4年12月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年12月28日時点	令和4年12月28日時点	事後	判定基準日の見直し
令和6年1月4日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和4年12月28日時点	令和5年12月28日時点	事後	判定基準日の見直し
令和6年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(追加)	また、支給口座の変更、登録保険情報の変更および受給者証の再発行については、マイナポータル(国が運営するインターネット上のサイト)を利用した申請を受け付ける。	事後	
令和6年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	児童福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、びったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、申請管理システム	事後	
令和6年1月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第1の2の項 別表第2の14の項 ・上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則第5条第14項	・番号法第9条第2項 ・上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第1の2の項 別表第2の17の項 ・上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則第5条第17項	事後	